

## 市場単価の施工手間費用算出のための材料単価の設定方法について

単価適用年月が令和4年10月以降の市場単価（機械経費・労務費・材料費すべてを含んだ単価）において、施工手間（機械経費・労務費）のみを算出する際の材料単価の設定方法を、下記のとおりとします。

### 記

#### 1 対象コード

- SB810410 インターロックブロック設置
- SB810420 インターロックブロック撤去（再設置）
- SB810540 防護柵設置工（ガードレールの材料費を除く手間のみ）
- SB810620 防護柵設置工（ガードパイプの材料費を除く手間のみ）
- SB812310 道路付属物設置工（視線誘導標設置）
- SB812340 道路付属物設置工（道路鋸設置）
- SB812400 道路付属物設置工（車線分離標[ラバーポール]設置）

#### 2 設定方法

施工手間算出のための材料単価の改定は、市場単価の改定時とします。  
また、材料単価と市場単価の単価採用月を下記のとおり揃えます。

- ・ 4月改定 → 1月（冬号）単価
- ・ 7月改定 → 4月（春号）単価
- ・ 10月改定 → 7月（夏号）単価
- ・ 1月改定 → 10月（秋号）単価

例) 令和4年10月改定時

施工手間 =  $\frac{\text{市場単価 (機・労・材)}}{\text{物価資料 (夏号 (7月)) の平均}}$  -  $\frac{\text{材料費}}{\text{物価資料 7月号}}$